■ 修正表

以下の法改正に伴い、ERIアカデミーの講習テキストの記載について、次のとおり読み替えをお願いします。(が読み替え部分)

Ⅰ. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行(2022年5月31日)

頁	行	修正前	修正後
I -69	25	最長で <u>2</u> 年3ケ月	最長で <u>3</u> 年3ケ月

Ⅱ. 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行(2022年10月1日)

頁	行	修正前	修正後
I -122	35	5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造	5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造
		等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として	等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として
		維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令	維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令
		で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の	で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の
		認定を申請することができる。	認定を申請することができる。 <u>(中略)</u>
		6 長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならな	8 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画には、次に掲
		٧٠°	げる事項を記載しなければならない。
		一 建築をしようとする住宅の位置	ー 住宅の位置
		二 建築をしようとする住宅の構造及び設備	二 住宅の構造及び設備
		三 建築をしようとする住宅の規模 (以下 略)	三 住宅の規模(以下 略)
	4	第6条 所管行政庁は、前条第1項から第5項までの規定による認定の申請	第6条 所管行政庁は、前条第1項から第7項までの規定による認定の申請
		があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に	があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長
		掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。	期優良住宅維持保全計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、そ
		一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。	の認定をすることができる。
I -124		二 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であ	一 当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。
		ること。	二 当該申請に係る住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上である
		三 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居	こと。
		住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。	三 当該申請に係る住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住
		四 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減	環境の維持及び向上に配慮されたものであること。

1/1 第 12 版

に配慮されたものであること。

- 五 前条第1項、第2項又は第5項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な 状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合 するものであること。
- ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。
- ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。
- 六 前条第3項又は第4項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅 建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を 30 年以上に わたり良好な状態で使用するため適切なものであること。
 - ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。
- <u>七</u> その他基本方針のうち第4条第2項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。 (以下 略)

- 四 <u>当該申請に係る</u>住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に 配慮されたものであること。
- 五 前条第1項、第2項又は第5項の規定による認定の申請に係る長期優 良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な 状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合 するものであること。
 - ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。
 - ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。
- 六 前条第3項又は第4項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅 建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を 30 年以上に わたり良好な状態で使用するため適切なものであること。
 - ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものである こと。 (中略)
- <u>八</u> その他基本方針のうち第4条第2項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。 (以下 略)

以上

2/2 第8版